

令和7年度第1回小牧市廃棄物減量等推進審議会 議事録

日 時	令和7年5月20日（火）午後2時30分～午後3時10分
場 所	小牧市役所 東庁舎5階 大会議室
出席者	【委員】 土屋 正富 区長会代表者 船橋 嘉成 区長会代表者 ○深堀 修 区長会代表者 丹羽 研二 区長会代表者 稲垣 幸子 小牧市女性の会 宇佐美 史夫 小牧市消費生活改善推進員会 大野 公大 一般社団法人小牧青年会議所 川渕 義隆 公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会北尾張支部 ◎清水 真 学識経験者 野村 重樹 公募委員 舟橋 精一 公募委員 秋田 重巳 公募委員 馬場 容子 公募委員 ※ ◎会長 ○副会長 【事務局】 落合 健一 市民生活部長 小川 真治 市民生活部次長 渡邊 浩 ごみ政策課長兼ゼロカーボンシティ推進室主幹 宮下 美則 リサイクルプラザ所長 丹羽 誠 ごみ政策課ごみ減量推進係長兼ゼロカーボンシティ推進室専門員 多田 匠 ごみ政策課ごみ減量推進係兼ゼロカーボンシティ推進室主事 岡田 康助 ごみ政策課ごみ減量推進係兼ゼロカーボンシティ推進室主事
欠席者	野平 一義 区長会代表者 村瀬 資生 区長会代表者 今枝 正 こまき環境市民会議 小川 泰子 小牧商工会議所 市岡 信英 尾張中央農業協同組合 高橋 美喜雄 愛知県食品衛生協会 小牧支部 清田 啓嗣 株式会社不二屋（ナフコ）
傍聴者	0名
配布資料	・次第 ・委嘱状 ・小牧市ごみ処理基本計画 ・令和7年度審議会委員名簿 ・次第2 ・議事：令和7年度小牧市一般廃棄物処理実施計画（変更部分抜粋） ・報告：小牧市ごみ処理基本計画の進捗状況について ・令和7年度小牧市一般廃棄物処理実施計画

主な内容

- 1 あいさつ
市民憲章唱和、手持ち資料確認、新委員紹介、事務局自己紹介及び市民生活部長あいさつ
清水会長あいさつ
- 2 小牧市廃棄物減量等推進審議会について
・次第2の資料に基づき、廃棄物減量等推進審議会、廃棄物、近年の施策及び燃やすごみの組成調査について事務局より説明。
- 3 議事
令和7年度小牧市一般廃棄物処理実施計画の変更について
・議事の資料に基づき事務局より説明。
・質疑応答なし。議事の内容について承認。
- 4 報告
目標の達成に向けた取り組み（小牧市ごみ処理基本計画）の進捗状況について
・報告「小牧市ごみ処理基本計画の進捗状況について」の資料に基づき、小牧市ごみ処理基本計画の進捗状況について事務局より説明。

・質疑応答について下記のとおり。

次第2 小牧市廃棄物減量等推進審議会について

（宇佐美委員）

資料7ページに記載する行政が出す許可について、現在の申請状況等を教えてほしい。

（事務局）

小牧市一般廃棄物処理実施計画に記載があるとおり、新規の一般廃棄物収集運搬業の許可は原則受け付けていない。しかし、令和6年度については食品リサイクル施設であるバイオス小牧が本市に設置されている関係で廃棄物の積み下ろし限定許可を7社に発行しているところである。また、一般廃棄物処分業については本市に設置されている一般廃棄物処理施設はバイオス小牧1社のみである為、バイオス小牧に一般廃棄物処分業許可を発行している。処分業に関して現在では新たな申請はない。

（宇佐美委員）

産業廃棄物関連の許可について市は全く関与していないのか。

（事務局）

産業廃棄物の許認可については市に権限はないが、市の要綱で産業廃棄物処理施設の設置等に関する指導要綱を定めており、要綱内で産業廃棄物処理施設を設置する際は市と事前に協議をすることとしているため、市が知らずに産業廃棄物処理施設が作られることはない仕組みとなっている。しかし、市要綱には廃棄物処理法のような法的効力がないため、書類がそろっており、県が許可を認めてしまえば、市が知らずに新たな産業廃棄物処理施設が設置されるケースもゼロではない。

報告 目標の達成に向けた取り組み（小牧市ごみ処理基本計画）の進捗状況について

（丹羽委員）

個人情報確認できたものについては訪問指導を行ったと報告があったが、こういったものをピックアップしどのように指導をしているのか。

（事務局）

ごみ政策課には廃棄物適正処理指導員と呼ばれる職員が8名在籍しており、うち4名が市内ごみ集積場の巡回を行っている。通常分別不良で回収されなかったごみは収集業者が警告シールを貼り、ごみ集積場に置いていくこととなっている。この警告シールが貼られた分別不良のごみを廃棄

物適正処理指導員が市内巡回中に発見した場合や警告シールは貼っていないが地域のごみ当番の方から通報があり対応した際に、廃棄物適正処理指導員が分別不良ごみの開封を行っている。

開封を行った際に個人情報を確認できる書類等が発見された場合は情報の取り扱いに留意し、排出者宅へ廃棄物処理指導員又は職員で訪問指導を実施している。訪問指導になる分別不良のケースは多様であり、例としては資源に該当する雑がみや空き缶プラスチック類等の混在等がある。

以上